

## 刈谷市防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪抑止力及び地域の防犯力の向上を図るため、自動車駐車場又は自転車駐車場（以下「駐車場」という。）に防犯カメラ等を設置するものに対し交付する刈谷市防犯カメラ等設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の発生を抑制するため、屋外（建物に附属する自走式屋内駐車場にあっては当該駐車場内）に継続的に設置される夜間撮影が可能な防滴仕様又は防雨仕様のカメラであって、優良防犯機器として公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたものをいう。
- (2) 録画機 防犯カメラで撮影した画像を記録する装置であって、優良防犯機器として公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたものをいう。
- (3) 防犯カメラ等 防犯カメラ及び防犯カメラに接続した録画機をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、駐車場の所有者又は管理組合であって、市税（管理組合にあっては代表者及び役員に係る市税。第6条第1項第5号において同じ。）を滞納していないものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当する駐車場における防犯カメラ等の設置に要する経費とする。

- (1) 市内に所在し、専ら居住の用に供されている住居のための駐車場であること。
- (2) 自動車駐車場にあっては10台以上、自転車駐車場にあっては20台以上の収容能力を有していること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた駐車場でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、防犯カメラ等の設置に着手する前に規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かる見積書の写し
- (2) 設置する防犯カメラ等の概要が分かる図面、カタログ等
- (3) 防犯カメラ等の設置場所の現況写真及び付近見取図
- (4) プライバシーの保護に関する誓約書
- (5) 市税の完納を証する納税証明書
- (6) 駐車場の利用者の同意（現に利用されている駐車場については、当該駐車場の利用者の過半数の同意）を得たことが分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けたものは、防犯カメラ等の設置が完了したときは、完了の日から30日以内に規則第10条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 設置した防犯カメラ等の現況写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像

(遵守事項)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラを駐車場の利用者からよく見える位置に設置すること。
- (2) 防犯カメラが作動している旨を記載したプレート等を駐車場の周囲からよく見える位置に設置すること。
- (3) 防犯カメラの運用に当たっては、特定の個人、周囲の住宅等を撮影するこ

とにより、個人のプライバシーを侵害することのないよう配慮すること。

(4) 防犯カメラ等の設置を完了した日から起算して5年間は、当該防犯カメラ等を適切に維持管理すること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成24年4月1日以後に設置に着手された防犯カメラ等に係る補助金について適用する。

3 平成24年4月1日から同年5月31日までの間に防犯カメラ等の設置に着手したものに対する第6条第1項の規定の適用については、同項中「防犯カメラ等の設置に着手する前に」とあるのは、「速やかに」とする。

4 平成24年4月1日から同年5月31日までの間に防犯カメラ等の設置に着手し、完了したものに対する第7条の規定の適用については、同条中「完了の日」とあるのは、「交付の決定を受けた日」とする。

(要綱の失効)

5 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けたものについては、なお従前の例による。